

宮古市事業者等省エネルギー対策推進事業費補助金

のご案内

市内事業者や商店街の省エネルギー化を推進するため、事業所内の照明機器や商店街の街路灯をLED照明に更新する経費を補助します。

(宮古市が独自で行う取り組みです)

概要

対象者	市内に店舗又は事業所を有し、事業を営む法人、個人または商店街振興組合などで、公務を除く全業種(ただし、農林漁業、不動産業にあたっては個人を除く)
対象経費	事業を行う事業所・店舗・工場などの照明機器および商店街の街路灯をLED照明へ切り替える際に係る経費(ただし、市内に本店を有する事業者による施工または購入に限る) ※LED照明からLED照明への交換は対象外
補助金額	対象経費の1/2(補助上限額30万円)

申請

申請受付	期日 令和6年1月24日(水)～7月31日(水) 時間 午前9時～午後5時(土日祝日を除く)
申請場所	宮古市役所 2階 産業支援センター ※窓口申請のみ受付。郵送での申請はできません。

申請に必要なもの

- (1) 申請書(様式第1号)
- (2) 申請額内訳書(様式第2号)
- (3) 切り替え後の機器の仕様が分かる書類(カタログ、写真等)
- (4) 見積書、明細書、契約書の写し等
- (5) 事業着手前の現況写真及び既設照明機器の写真(既設照明機器の型式が確認できるもの)
- (6) 登記事項証明書(商業・法人登記)、確定申告書、営業許可証等の写し
- (7) ①申請者が事業所を所有している場合⇒登記事項証明書(不動産登記簿謄本)
②申請者が事業所を借用し、施工が伴う場合⇒所有者の承諾書、賃貸借契約書などの写し
- (8) 振込指定口座の通帳の写し
- (9) その他申請にあたり必要な書類

※申請書、申請書内訳書は市産業支援センターで配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます

補助金交付までの流れ



①申請

事業に着手する前に必要書類を添えて申請

※審査を円滑に進めるため、申請の前に市産業支援センターへ相談をお願いします。
事業着手後に申請した場合は補助対象外となります。

②実施

申請内容について審査後、市より交付決定通知書を送付

→受領してから対象事業の実施（令和6年12月20日までに完了すること）

※必ず、交付決定通知を受けた後に事業を実施してください。交付決定通知を受ける前に発生した経費については補助対象外となります。また、申請内容等に虚偽等があった場合や要件に合致しない場合も補助対象外となります。

③完了報告

対象事業完了後は、速やかに「補助金事業完了実績報告書」および「補助金交付請求書」に必要書類を添えて提出

内容について審査後、市より補助金を交付します。

問い合わせ

宮古市産業振興部 産業支援センター(市役所2階)

電話:0193-68-9067

FAX:0193-63-9120

MAIL:sangyo@city.miyako.iwate.jp

宮古市事業者等省エネルギー対策推進事業費補助金HP

https://www.city.miyako.iwate.jp/sangyo/led_reform2024_2.html

